

## 9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

### [1] 市町村の推進体制の整備等

#### (1) 金沢市内部の推進体制について

本市では、都市政策局企画調整課（課員：14名、うち中心市街地活性化担当者3名）が中心市街地活性化事業を統括しており、関係部局の連携を図りながら、基本計画のとりまとめ、関連事業の進捗状況等の管理を行っています。

また、中心市街地活性化策を全庁体制で取り組むことを目的に、以下の庁内プロジェクトで取り組んでいます。

プロジェクト等	取組状況
中心市街地活性化基本計画推進プロジェクト	中心市街地活性化基本計画の変更、新規計画策定のため、関係課の事業の取組状況の共有、今後の取組についての意見交換を実施
定住移住事業推進プロジェクト	定住促進、移住者等による人口の増加、低未利用地の活用等に関する事項を調査審議し、定住及び移住の促進に向け、全庁体制で具体的な施策を検討
防災指針策定(金沢市集約都市形成計画の見直し)に関するワーキング	金沢市集約都市形成計画（立地適正化計画）への「防災指針」追加に向け、関係課で協議
学生のまち・金沢推進ワーキンググループ	学生のまちの推進に向けた具体的な事業の検討や各課所等の事業の連絡調整等を実施。
歴史都市推進プロジェクト	歴史的な環境の保全及び整備によるまちづくりを推進するため、庁内横断的に、金沢市歴史的風致維持向上計画に関する事項について検討

（令和3年11月現在）

#### (2) 金沢市議会等における中心市街地活性化に関する審議の内容

令和3年12月開催の総務常任委員会にて、中心市街地活性化基本計画の策定について、「1. 趣旨」、「2. 計画（案）の概要」、「3. 策定までの流れ」について報告した。

委員からは、中心市街地で今後見込まれる国有地や県有地などの大規模跡地について、有効活用を促す意見が寄せられ、まちなかの大規模用地の利活用は中心市街地の活性化への影響が大きいことから、国・県と連携しながら利活用の動向を見守っていく旨、答弁した。

## 〔2〕 中心市街地活性化協議会に関する事項

### (1) 金沢市中心市街地活性化協議会の概要

法第9条第1項に規定する基本計画及び法第9条第10項に規定する認定基本計画及び認定基本計画の実施に必要な事項等について協議し、中心市街地の活性化を総合的かつ一体的に推進していくため、金沢商工会議所及び株式会社金沢商業活性化センターが共同し、平成19年1月29日、金沢市中心市街地活性化協議会（以下、「協議会」という。）を設置。関係者の緊密な連携と協力体制のもと、基本計画の策定、事業の実施等、中心市街地活性化に積極的に取り組む体制が整えられました。協議会は、中心市街地の商業者、福祉関係者、交通事業者や地域住民の代表などで構成されています。

### (2) 協議会の構成員と開催状況

#### 構成員及び協議会委員

令和5年4月現在

構 成 員			協議会委員	備 考
団体名	役職	根拠法令		
金沢商工会議所	会頭	法第15条第1項関係 (商工会議所)	安 宅 建 樹	会長
金沢商工会議所	専務理事	法第15条第1項関係 (商工会議所)	普 赤 清 幸	
(株)金沢商業活性化センター	代表取締役社長	法第15条第1項関係 (まちづくり会社)	嶋 浦 雄 峰	副会長
金沢市	都市政策局長	法第15条第4項関係 (市)	村 角 薫 明	
金沢市商店街連盟	会長	法第15条第4項関係 (商業者)	中 島 祥 博	
金沢中心商店街まちづくり協議会	会長	法第15条第4項関係 (商業者)	雨 坪 毅 樹	
金沢中心商店街武蔵活性化協議会	副会長	法第15条第4項関係 (商業者)	熱 田 隆 明	
金沢市町会連合会	会長	法第15条第4項関係 (地域関係者)	中 川 一 成	
北陸鉄道(株)	代表取締役社長	法第15条第4項関係 (交通事業者)	宮 岸 武 司	
西日本旅客鉄道(株)金沢支社	理事 金沢支社長	法第15条第4項関係 (交通事業者)	漆 原 健	
金沢市社会福祉協議会	会長	法第15条第4項関係 (福祉施設関係)	桶 川 秀 志	
(株)北國銀行	執行役員 総合企画部長	法第15条第8項関係 (地域経済)	菊 澤 智 彦	

#### 監 事

団体名	所属・役職	根拠法令	氏 名	備 考
金沢商工会議所	監事	法第15条第1項関係 (商工会議所)	浅 田 久 太	
(株)金沢商業活性化センター	取締役	法第15条第1項関係 (まちづくり会社)	紙 谷 一 成	

#### オブザーバー

団体名	所属・役職	根拠法令	氏 名	備 考
石川県	商工労働部長	法第15条第7項関係	内 田 滋 一	
金沢中警察署	署長	法第15条第7項関係	南 野 広 明	
金沢東警察署	署長	法第15条第7項関係	中 村 俊 也	

幹事会構成員

令和5年4月現在

構 成 員		氏 名	備 考
所 属	役職等		
金沢商工会議所	専務理事	普 赤 清 幸	
㈱金沢商業活性化センター	専務取締役	小間井 隆 幸	共同設置者
金沢市	企画調整課長	津 田 宏	市
金沢市	商工業振興課長	山 岸 瑞 穂	市
金沢市商店街連盟	事務局長	吉 田 伸 也	商業者
金沢中心商店街まちづくり協議会	副会長	諸 江 洋	商業者
金沢中心商店街武蔵活性化協議会	事務局長	真 柄 琢 也	商業者
金沢市町会連合会	事務局長	小 寺 洋 右	地域生活者
北陸鉄道㈱	常務取締役	小 林 工	交通事業者
西日本旅客鉄道㈱金沢支社	副支社長	川 村 聡	交通事業者
金沢市社会福祉協議会	事務局長	宮 下 吉 広	福利施設
㈱北國銀行	総合企画部 企画グループ長	遠 藤 寛 子	地域経済

[協議会の開催状況（第3期計画期間以降）]

○平成30年度第1回協議会

第3期 中心市街地活性化基本計画の変更(案)の協議（新規事業追加・一部修正等）

○令和元年度第1回協議会

第3期 中心市街地活性化基本計画の変更(案)の協議（新規事業追加・一部修正等）

○令和2年度第1回協議会

第3期 中心市街地活性化基本計画の変更(案)の協議（新規事業追加・一部修正等）

○令和3年度第1回協議会

第3期 中心市街地活性化基本計画の変更(案)の協議（新規事業追加・一部修正等）

○令和3年度第2回協議会

第4期 中心市街地活性化基本計画の策定の協議

○令和5年度第1回協議会

第4期 中心市街地活性化基本計画の変更(案)の協議（新規事業追加・一部修正等）

(3) 法第15条各項の規定に適合していること

協議会は、都市機能の増進を推進するための調整を図るためにふさわしい者（株式会社金沢商業活性化センター：金沢市の出資比率50%）と中心市街地における経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者（金沢商工会議所）が共同し、組織し

ています。

金沢市中心市街地活性化協議会による答申（令和4年1月17日）

令和4年1月17日

金沢市長  
山野 之 義 様

金沢市中心市街地活性化協議会  
会 長 安 宅 建 樹

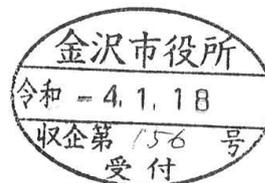


金沢市中心市街地活性化基本計画（案）に対する答申

令和4年1月4日付発企第87号で諮問のありました件について、中心市街地の活性化に関する法律第15条9項の規定に基づき、金沢市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見を下記のとおり提出します。

記

第4次基本計画に掲げる基本方針は、賑わい創出や定住性の向上、持続可能な発展など中心市街地の活性化推進に必要であることから、当該計画は概ね妥当であると判断します。



## (5) 金沢市中心市街地活性化協議会規約

### (協議会の設置)

第1条 金沢商工会議所及び株式会社金沢商業活性化センターは、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

### (名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、金沢市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (目的)

第3条 協議会は、次に掲げる事項に係る協議を行うことを目的とする。

- ①法第9条第1項に規定する基本計画（以下「基本計画」という。）
- ②法第9条第10項に規定する認定基本計画（以下「認定基本計画」という。）及び認定基本計画の実施に必要な事項
- ③前2号に掲げるもののほか、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項

### (協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、金沢商工会議所内に置く。

### (協議会の構成員)

第5条 協議会は、次の者をもって構成する。

- ①金沢商工会議所
  - ②株式会社金沢商業活性化センター
  - ③金沢市
  - ④法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
  - ⑤前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者
- 2 前項第4号に該当する者であって、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申出を拒むことができない。
- 3 前項の申出により協議会の構成員となった者は、第1項第4号に規定する者でなくなったとき、又はなくなったと認められるときは、協議会を脱会するものとする。

### (協議会の組織)

第6条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

### (会長及び副会長)

第7条 会長は、金沢商工会議所会頭をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 5 会長及び副会長は、非常勤とする。

### (委員)

第8条 委員は、第5条各号に掲げる者が指名する者をもって充てる。

- 2 委員は、非常勤とする。

### (会議)

第9条 協議会の会議は、（以下「会議」という。）会長が召集する。

- 2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

- 第10条 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。
- 2 会長は、会議の議長となる。
  - 3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(協議結果の尊重)

第11条 協議会の構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会の設置)

- 第12条 法第9条第2項各号に掲げる事項について必要な協議又は調整を行うため、協議会に幹事会を置くことができる。
- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

- 第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局の運営に必要な事項は、金沢商工会議所が処理する。

(経費の負担)

第14条 協議会の運営に要する経費は、協議会の予算の定めるところにより、補助金及び負担金、その他の収入により負担するものとする。

(協議会の監査)

- 第15条 協議会の出納を監査するため、監事2人を置く。
- 2 監事は、会長が推薦し、協議会の同意を得て選任する。
  - 3 監事は、非常勤とする。
  - 4 監事は、第1項に規定する監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(費用弁償等)

- 第17条 会長、副会長、委員及び監事は、その職務を行うために要する費用の弁償等を受けることができる。
- 2 前項の規定による費用弁償等の額、支給方法等は、会長が別に定める。

(解散の場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、金沢商工会議所がこれを決算する。

(補則)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成19年 1月29日から施行する。

### [3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

#### (1) 客観的現状分析及びニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

中心市街地の統計的データによる現状分析は、1. [2] 地域の現状分析に、地域住民のニーズ分析は、1. [3] 地域住民のニーズ等の把握・分析に、それぞれ記載しています。

#### (2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整について

##### ○パブリックコメント

中心市街地活性化に関する市民の声を基本計画に取り入れるため、令和3年12月24日から令和4年1月24日まで「第4期金沢市中心市街地活性化基本計画骨子(案)」についてのパブリックコメントを実施した。

##### ○市民・学生等との連携

中心市街地の活性化は、市民、民間事業者等の主体的な参加、協働での取組が不可欠であり、中心市街地活性化に関する情報提供、意見交換、及び協働の取組を今後も積極的に行っていきます。

市民参加・協働によるまちづくりのため、地域の課題について、住民と市とが協働で話し合う「まちづくりミーティング」や、地域団体の自主的な提案により、地域と行政とが協働でまちづくりに取り組む「協働のまちづくりチャレンジ事業」等を実施しています。

また、平成22年度より施行した学生のまち推進条例(略称)の下、学生、地域、行政等が連携し、まちなかを活性化する事業に取り組んでいるほか、高齢者の多い中心市街地の町会と学生(主に大学生)等が雪かきに関するボランティア協定を市が仲介することによって締結し、中心市街地における学生の社会参加やまちなかのコミュニティの推進を図っています。さらに、石川県内の高等教育機関により構成され本市の中心市街地に拠点を置いている「大学コンソーシアム石川」や石川県との協働により、金沢市中心部を共通のキャンパスとして活用する「まちなかキャンパス」事業にも取り組んでいます。

今後も、多様な住民とともに中心市街地活性化を推進し、基本計画の進捗状況に応じて、市民アンケートを実施し、寄せられた意見・提案等を中心市街地の活性化に反映させていきます。

##### ○民間事業者との連携

民間事業者や関係団体と行政との協力体制としては、金沢市での定住を促進する「かなざわ定住推進ネットワーク」、金沢市長とまちづくり協定及び土地利用協定を締結した地区が、相互の情報交換や研究活動等を行うことにより、市民が主体となった、その地域にふさわしい活力あるまちづくりの推進や秩序ある土地利用を図ることを目的とする「金沢市まちづくり協定地区連絡協議会」、犀川周辺エリアの賑わい創出と回遊性向上策を検討する「犀川利活用推進協議会」、まちなかにおける公共空間の部分的・日常的な利活用を促進する「まちなか公共空間賑わい協力団体」等、民間事業者、関係団体も巻き込み、連携・調整を図りながら各種中心市街地活性化事業を進めてきました。

今後も、金沢市中心市街地活性化協議会を中心としながら、引き続き、各種事業者、団

体とも、より一層の協力体制を構築することで、中心市街地の活性化に民間事業者の発想等を取り入れ、個別事業を効率的、効果的に推進していきます。